

回 答 書

1 第8回線引き見直しについて

① 保留区域の位置付けについて

【要望】

鬼柳・桑原地区は工業団地整備と環境保全の両立を図りつつ、産業活性化に向け速やかに市街地整備の見通しを立てていくよう要望します。

【回答】

このエリアは、長年にわたり野生メダカ生息地の保全活動と、生息環境である水田を守るための農業支援などが、農業者や市民活動によって行われてきた地域です。

この地域の土地利用は、産業用地の創出とメダカの保全とが共存・共栄できる方策が必要と考えており、自然環境と調和した整備・保全のあり方等を調査・検討してまいります。
(担当課：産業政策課、都市計画課)

② 一号市街地について

【要望】

小田原駅西口地区における一号市街地の拡大は、見送りとされる理由に正当性がないため、当初の予定通り拡大することを要望します。

【回答】

令和 17 年を目標年次とする第8回線引き見直しでは、小田原駅周辺の一号市街地について、西口広場の機能拡充や少年院跡地のゼロカーボン・デジタルタウンの令和 12 年街びらきに向けた動きがあり、土地利用転換が見込まれたため、これらの区域を一体的に捉え、計画的な再開発が必要な街区として、拡大を予定しておりました。

しかし、城山地区での民間再開発構想に不安を抱いた方々等から拡大に反対する署名が提出されるなど地域住民をはじめとする市民の理解が得られていないことや、少年院跡地の土地利用を改めて検討することとしたことから、第8回線引き見直しにおいては拡大を見送ることとしました。一号市街地の拡大については、当該区域に暮らす皆さんの意向にも十分な配慮が必要と考えるものです。

なお、少年院跡地を含む西口周辺については、本市のまちづくりにとって大変重要な場所と認識しており、今後の面的な土地利用の動向を踏まえ、市民の意見を聴きながら、

必要な対応を検討してまいります。

(担当課：都市計画課)

2 デジタル化・オンライン化について

① 小田原市地理情報システム（ナビ・オ Navi-0）の拡充について

【要望】

昨年度の回答にて、小田原市地理情報システムについて、拡充を図っていただける旨ご回答をいただきました。今後も引き続きご対応いただきたく要望します。また、埋蔵文化財包蔵地情報の公開については、神奈川県教育委員会の要綱が施行され次第、小田原市遺跡地図の公開を行っていただける旨の回答を頂戴いたしました。神奈川県教育委員会とご調整いただき実現に向けた取り組みをいただけるよう要望します。また、進捗がございましたらお聞かせ願います。

【回答】

小田原市地理情報システムについては、引き続き関係所管と調整のうえ、情報の拡充を図ってまいりたいと考えております。

(担当課：情報システム課)

埋蔵文化財包蔵地情報の公開につきましては、昨年、「利便性向上のため、小田原市遺跡地図を市ホームページで公開するための協議を神奈川県教育委員会と行っています。現在、電子データの公開にあたっての留意事項を含む要綱を神奈川県教育委員会が検討していますので、その要綱が施行され次第、ホームページ上での小田原市遺跡地図の公開を行いたいと考えています。」と回答させていただきました。ご要望の内容については、現在も神奈川県教育委員会で検討中とのことですので、もうしばらくお待ちください。

(担当課：文化財課)

② 国府津-松田断層の小田原市地理情報システム上への反映について

【要望】

昨年度の回答にて、データは国土地理院が保有のため、データ提供については今後ご調整いただく旨の回答を頂戴いたしました。実現に向けた取り組みをいただくよう要望します。また進捗がございましたらお聞かせ願います。

【回答】

国府津-松田断層のデータについては、小田原市地理情報システム（ナビ・オダワラ Navi-0）への反映について検討をしてみましたが、国土交通省の「重なるハザード

マップ」にて活断層の情報に加え、洪水、土砂災害、高潮及び津波の想定リスクを重ねて確認することができる仕様となっていることが判明しました。こちらをご覧くださいことで市内のハザードを的確に把握し、スムーズな土地利用に寄与するものと考えております。

つきましては、下記に対象URLを記載しますのでご確認ください。また、ご覧いただいております市HP内「国府津-松田断層」のページにも参考のため国土地理院の「地理院地図」と国土交通省の「重ねるハザードマップ」のリンクを新たに設定しましたので、ご活用ください。(担当課：防災対策課)

〔市HP「国府津-松田断層について」〕

<https://www.city.odawara.kanagawa.jp/field/disaster/disaster/nature/seismi/dansou.html>

〔国土地理院「地理院地図」〕

<https://www.city.odawara.kanagawa.jp/field/disaster/disaster/nature/seismi/dansou.html>

〔国土交通省「重ねるハザードマップ」〕

<https://disaportal.gsi.go.jp/index.html>

③ 各種証明書の無人機器の設置もしくはオンライン手続きの構築について

【要望】

昨年度の回答では、一部の証明書については毎週火曜日に 19 時まで窓口を延長しご対応いただいている旨と税証明については予約をすることで土日取得が可能な旨のご説明をいただきました。利用者のさらなる利便性向上のため、開所時間の延長や曜日の増設、オンライン申請対応等のご検討をいただきたく要望いたします。

【回答】

窓口開設時間の延長や曜日の増設については、窓口の利用状況や費用対効果、マイナンバーカードの普及に伴うコンビニでの証明書交付数の増加などを勘案し、現状の延長窓口開設時間からの拡大については考えておりません。

また、代理人によるオンラインでの証明書交付請求は、法で定める本人確認や代理権限の確認が必要であるため対応はできません。(担当課：戸籍住民課)

税証明書については、課税・非課税証明書をコンビニで発行しているほか、それ以外の証明書も閉庁日に事前の電話予約により発行を行っていることから、現状では窓口開設時間の延長、開設曜日の拡大及び無人機の導入等は予定しておりません。

税証明書のオンライン申請については、本人申請に限り、県内でもいくつかの自治体で導入していることから、利用者の利便性の向上の一つとして、窓口の利用状況や費用対効果等を踏まえながら、研究してまいりたいと考えております。

なお、代理申請については、代理権限の確認が必要であることから、対応はできません。
(担当課：資産税課)

④ 農転5条の即日発行について

【要望】

利用者の利便性向上のため、引き続き処理時間短縮へのご協力および即日処理に向けた取り組みをいただくよう要望します。

また、今後、デジタル化・オンライン化が進む社会においては農地転用5条に関しても申請がオンラインで可能になるよう要望します。

【回答】

農地法第5条第1項第6号の農地転用届出の即日発行についてですが、提出された書類の内容確認と決裁のため、数日の期間をいただいているところであり、届出者の利便も考慮し、処理時間短縮のため、郵送の通知に替えて電話連絡をしております。

なお、オンラインでの申請につきましては、先進事例を参考に実施方法を研究してまいりたいと考えております。
(担当課：農業委員会事務局)

3. 各種申請における登記情報提供サービスの利用について

【要望】

①各種手続きにおける申請書類に関し「登記情報提供サービス」にて取得できる登記情報（いわゆるネット謄本）を利用できるよう要望します。

【回答】

開発許可申請など、土地、建物の権利等を確認する必要がある場合、確認するための書類は、本市規則で、法務局発行の「登記事項証明書」と規定しているところです。

ご要望のネット謄本につきましては、照会番号が添付された登記情報（ネット謄本）であれば、法務局の登記事項が確認できることから、権利等を確認する一つの有効な手法であるため、今後、他都市の事例など調査、研究をしてまいりたいと考えております。

(担当課：開発審査課、建築指導課)

【要望】

- ② 農地転用5条の申請など、現在、法務局にて取得した登記簿謄本や図面類を添付する各種手続きにおいても、オンライン申請を可能としていただくよう要望します。

【回答】

農地法第5条第1項第6号の農地転用届出の即日発行についてですが、提出された書類の内容確認と決裁のため、数日の期間をいただいているところであり、届出者の利便も考慮し、処理時間短縮のため、郵送の通知に替えて電話連絡をしております。

なお、オンラインでの申請につきましては、先進事例を参考に実施方法を研究してまいりたいと考えております。 (担当課：農業委員会事務局 ※2-④回答再掲)

4. 「ゼロカーボン・再生可能エネルギー」活用に向けての整備支援について

【要望】

- ① 無電柱化に対する支援制度について電線管理者・道路管理者等関係機関と協議調整いただく旨のご回答をいただきました。引き続き取り組みをいただくよう要望します。また進捗がございましたらお聞かせ願います。

【回答】

開発に伴う無電柱化につきましては、電線管理者から、電線類の地中化が未整備路線における開発の無電柱化は、整備済の路線に比べ、費用負担や技術的な課題があるとの意見を聞いております。また、管理者としては、国の無電柱化推進計画に基づく指定道路の整備を優先しているため、整備済路線であっても単発的な開発による地中化の取り組みは、現状、難しいとのことでした。

このように、制度の活用には様々な課題がありますが、制度活用の実現に向け、引き続き、電線管理者や道路管理者など、関係機関と協議を行ってまいりたいと思います。

(担当課：開発審査課)

【要望】

- ② 宅地整備にかかる支援について国・県の動きを注視し今後取り組んでいただく旨の回答を頂戴しました。引き続きご対応いただきたく要望します。また進捗がございましたらお聞かせ願います。

- ③ 開発地内などへの電線地中化、ゼロカーボン宅地、エネルギー循環宅地などへの整備

費の公的支援制度の創設を昨年度に引き続き要望します。

【回答】

宅地整備に係る支援については、個々の住宅の太陽光発電設備や蓄電池、ZEH、V2Hなどの導入支援を実施しているところです。

ゼロカーボン宅地、エネルギー循環宅地というものが、開発地内に発電設備や蓄電池を設置し当該地内でそのエネルギー（再エネ電気）を活用する、いわゆるマイクログリッドと想定いたしますと、開発時の整備だけでなく、エネルギーマネジメント事業者による長期にわたる運営が必要であり、運営体制の構築が不可欠となります。宅地におけるマイクログリッドは全国に数例しかなく、本市域においてまだ具体的な動きもないことから、現時点でこうした開発宅地整備に係る支援は予定しておりません。ただ、これまでにこうした事業に対し国の補助メニューが創設されたこともありますことから、引き続き国や県の動向を注視してまいりますので、具体的な開発地での構想や計画を作る段階で協議していただければと思います。

（担当課：ゼロカーボン推進課）

5. 小田原を代表する世界的著名人・富野由悠季氏との包括連携協定を活かした事業・まちづくりについて

【要望】

- ①加藤市長の市政方針において、若手世代の学び合い・交流・つながりの場づくりや、小田原を拠点とする若手事業者やクリエイターの招致、国際医療福祉大学・小田原短期大学との連携強化などを謳われていますが、これらは富野監督の若手活躍に対する想いに通じるものでもあるので、包括連携協定を活かした形で進めるよう要望します。
- ②昨年行われた、志の高い意欲あふれた若者を表彰するために創設された「おだわら MIRAI アワード」では富野監督をスペシャルゲストとして呼び上げて登壇して頂きましたが、この表彰制度は富野監督の若手活躍に対する想いに通じるものであり、引き続き富野監督にも関わって頂きながら小田原の若手活躍、そして富野監督の「生の声」を発信する場として活用していただくよう要望します。
- ③数年前に全国を巡回して開催された「富野由悠季の世界」展は富野監督が社会や人々に与えてきた影響と、監督が訴え続けたメッセージとは何かを紐解き、現代日本の文化とアニメーションとの関係を問うものとして多くの人々の心に響きました。特に監督の原体験から生まれ育った小田原にある事を示す貴重な展示が数多くあり、これら

の展示を「富野由悠季の世界 小田原展」として公開する機会や場の創出を要望します。

- ④大掛かりなイベントなどでなくても小田原の未来を担う子供たちや若者たちが富野監督と交流し触発されるような事業など、小さな事業でも積み重ねていく事で小田原市と富野監督との関係をより深めて頂くよう要望します。

【回答】

富野由悠季氏におかれては、令和3年(2021年)7月に、「小田原ふるさと大使」にご就任していただいて以降、公民問わず、これまで様々な施策に協力して頂いており、富野氏の出身校でも講演会が開催されるなど、富野氏の“ものの考え方”をその言葉を通じて若者へ届ける施策にご協力いただいております。

また、市内では、令和5年(2023年)10月から市民団体による富野監督の功績をたたえる署名活動が行われ、令和6年(2024年)3月末時点で約6千人の署名が集まりました。

このような機運の高まりもあり、市では、未来を担う若者が活躍していけるようなまちづくりを目指し、富野監督と本市の「若者活躍・文化・観光に関する事業」とのさらなる連携を深めるため、令和6年(2024年)4月に包括連携協定を締結しました。これを契機に、富野監督の講演や作品と連携した施策を展開することで、小田原の未来を担う若者に富野監督の「言葉」や作品に込められた「普遍的なテーマ」を届け、ふるさと小田原を見つめ直す機会にしてもらおうとともに、国内外から多くの人々を小田原に呼び込み、地域経済の活性化につなげていきます。

なお、ご要望を頂きました、「富野氏との様々な連携事業」については、経済部及び文化部との庁内調整をはじめ、富野氏のマネジメントを行っている株式会社バンダイナムコフィルムワークスと調整しながら進めてまいります。

また、今回の包括連携協定は、今後の事業展開に向けての基本協定の締結であるため、具体的な取組については、その都度、事業協定を締結していくこととなります。

(担当課：政策調整課)

6. 独居者の見守り及び孤独死対策について

【要望】

独居老人の見守りについて、民生委員に任せるだけでなく、ライフラインと同様な考えで見守りセンサーといった装置の設置やランニング費用の補助、身寄りのない方や相続人が片づけを拒否した際の遺品整理について補助をするといった貴市としての仕組み

作りを要望します。

また、貴市と宅建協会小田原支部との間で、今後の住まいのあり方や他市町に先駆け
た高齢者住宅に関わる仕組みを作成するといった機会を継続して行えるよう要望します。

【回答】

本市の独居老人の見守り施策としては、満 65 歳以上で、かつ要介護 3 以上の方につ
いては、申請により「独居老人等緊急通報システム」を設置することにより、体調不良
などで突発的な事故などの時には簡単な操作で緊急事態通報が可能となるため周知に努
めているところです。

また、賃借人の単身高齢者に入居受け入れの際の入居者死亡後の不安を軽減するため、
賃貸人を対象に残存家財整理費用等を内包した保険料などを助成する取組みが、先進事
例としてあることは承知しており、地域包括支援センターなどの意見も参考にしながら
調査・研究してまいります。

今後、高齢者住宅の在り方を考えるうえで、宅建協会小田原支部の皆様と意見交換を
することは有効な手段の一つと思われるため、機会の提供について検討してまいります。

(担当課：高齢介護課)